

# 沖縄総合事務局 農林水産部

## 公益通報受付窓口のご案内

### ■「公益通報者保護制度」の概要

事業者による国民の生命や身体の保護、消費者の利益の擁護等にかかわる法令遵守を確保するとともに、公益のために通報を行ったことを理由として通報者が解雇等の不利益な取扱いを受けることのないよう、公益通報に関する保護制度が整備されました。

→詳細については、[消費者庁「公益通報者保護制度ウェブサイト」](#)をご覧ください。

### ■公益通報受付窓口を利用していただく皆様へ

農林水産省「消費者の部屋」及び全国の農政局等（**沖縄総合事務局農林水産部を含む**）並びに地方農政事務所の「消費者の部屋」または「消費者コーナー」に、公益通報者窓口を設置しています。

→詳しくは、[農林水産省「公益通報の受付窓口」](#)をご覧ください。

### <公益通報手続きの手順について>

1. 公益通報をされる際には、以下の情報が必要になりますのでご注意願います。
  - ・氏名
  - ・連絡先（住所、電話番号・メールアドレス等の連絡先）
  - ・被通報者（法令違反を行っている事業者等）
  - ・通報者と被通報者の関係
  - ・通報内容の概要（発見年月日、発見場所、事実を知った経緯など）
  - ・該当する法令違反
2. 行政機関への公益通報として認められるためには、法令上以下の要件が求められていますのでご注意願います。
  - ・労務提供先の「労働者」であること。
  - ・「不正の目的」でないこと。
  - ・「通報対象事実（国民の生命等に関わる法令違反行為（犯罪行為等）が生じ、またはまさに生じようとしている旨」の通報であること。
  - ・「通報内容が真実であると信ずるに足りる相当の理由がある」こと。
  - ・「通報対象事実について処分もしくは勧告等をする権限を有する行政機関」に対するものであること。

～受付窓口～

沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課（消費者相談担当）

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2地方合同庁舎 2号館

TEL：098-866-1672（直通）